

自主防災会初動マニュアル

令和 2 年 6 月

(令和 6 年 1 月改訂)

富士見町

目次

第1章 富士見町自主防災会初動マニュアルの目的.....	1
第2章 自主防災会の構成.....	1
第3章 日常生活での備え.....	2
第4章 地震発生時の初動体制.....	3
第5章 風水害発生時の初動体制.....	6
第6章 役員の心構えと行動基準.....	10

第1章 富士見町自主防災会初動マニュアルの目的

このマニュアルは、平成 23 年の東日本大震災、長野県北部の地震、平成 26 年長野県神城断層地震、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風災害および令和 6 年能登半島地震など、頻発化・激甚化する災害の教訓を踏まえ、大規模災害時に迅速かつ的確に対応するため、富士見町における各自主防災会の初動体制をマニュアル化したものである。

災害時には、救助や救急などの応急的な災害対応活動のほかに、避難所運営や給食、給水等の活動が必要となる。被害を最小限に食い止めるには、全役員を挙げて的確、果敢に対処しなければならない。その活動を担う一人ひとりの役割は極めて重要である。

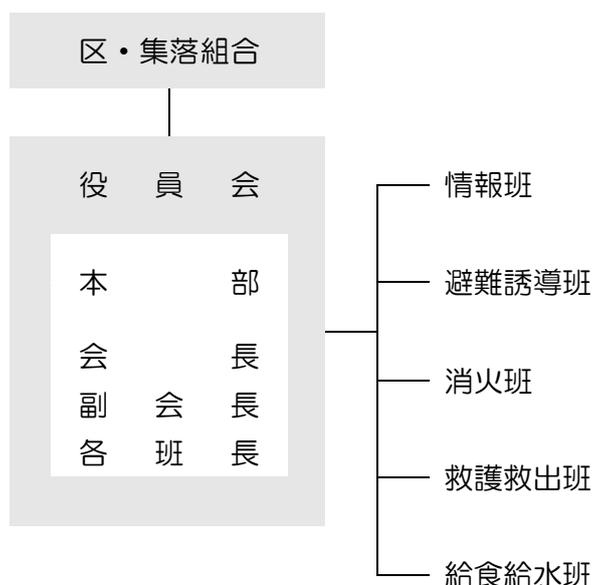
役員は災害時の重要な役割を十分理解・認識し、災害が発生したときは、地区住民の期待に応えるため、この「初動マニュアル」に従って迅速に行動していただくことを期待する。

第2章 自主防災会の構成

本部を中心に、情報班、避難誘導班、消火班、救護救出班、給食給水班などの各班を設置する。これらの基本的な班に加え、地域の現状や特性に応じた組織構成を考えることも重要である。

本部は、会長、副会長、各班の班長などの役員によって構成される。また、メンバーを振り分ける際は、参加する住民一人ひとりの適性や事情に配慮することも重要である。

自主防災会のイメージ（例）



第3章 日常生活での備え

(1) 各家庭での非常持ち出し品

各自主防災会は、地域の各家庭に連絡体制確保の促進や災害時の非常持ち出し品リストを配布するなどして、地域住民における防災対策の支援に努める。また、機会を捉えて連絡体制の見直しや消耗品等の適正保管を促進する（ローリングストック法など）。

【非常持ち出し品の例】

- ・貴重品（現金（公衆電話用の10円硬貨があると便利）、通帳類、証書類、身分証明書、健康保険証、免許証、印鑑など）
 - ・携帯ラジオ（小型で軽く、FMとAMの両方聴けるものを用意。予備電池も多めに用意する）
 - ・懐中電灯（予備の電池と電球も用意）
 - ・救急薬品（ばんそうこう、ガーゼ、包帯、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、風邪薬、鎮痛剤、とげ抜きなど）
 - ・衛生用品（石鹸、歯ブラシ、タオル、ティッシュ、生理用品など）
 - ・感染症対策用品（マスク、手指消毒用アルコール、ウェットティッシュ、体温計など）
 - ・非常食料・水（カンパンや缶詰など火を通さなくても食べられるもの、水、水筒、紙皿、コップ、ナイフ、缶切り、栓抜きなど）
 - ・生活用品（ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、新聞紙、筆記用具など）
 - ・ヘルメット、防災頭巾
 - ・その他（めがね、入れ歯、上着、下着、靴下、ハンカチ、タオル、ティッシュペーパー、ビニールシートなど）
- ※乳幼児がいる家庭の場合…ミルク、ほ乳ビン、おむつ、バスタオルなど
- ※要介護者がいる家庭の場合…着替え、おむつ、障害者手帳、常備薬など
- ※アレルギーをお持ちの方がいる家庭の場合…アレルギー対応非常食など

(2) 地域での日常防災活動

自主防災会の日常防災活動として、具体的には以下のようなものが挙げられる。いずれも、地域住民へ防災についての関心と理解を高めてもらうこと、また緊急時の防災活動を素早く的確に行うことを目的とした活動である。

【日常防災活動の例】

- ・防災知識の普及活動（防災だよりの作成・配布、学習会、出前講座等の開催）
- ・地区防災マップ・地区防災計画の策定と、それらを活用した防災訓練の実施
- ・自主防災会による備蓄品の整備・管理、区民・集落組合員への防災用品の配布
- ・地域の災害史や災害体験談の掘り起こし、情報共有会の開催
- ・要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の把握、福祉施設関係者との情報共有

第4章 地震発生時の初動体制

地震が発生したとき、震度5弱を超えると大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。また、震度5強になると棚にある食器類や書棚の本の多くが落ち、テレビが台から落ちることがある。震度6弱以上になると、立っていることが困難になり、固定していない家具の多くが移動し、または倒れる。また、全壊住宅が増え始め、震度6強で全壊住宅が急増する。

これらのように、震度によって被害の程度は大きく異なるため、震度を目安に以下の通り自主防災会の初動体制を定める。震度が確認できない場合は、「(3)震度の目安」により自らが判断することとする。

ただし、全ての防災行動は、自身と家族の安全を確保してから行なうことが大前提であることを事前に自治会内で合意しておく。

(1) 震度5弱、震度5強の対応（警戒本部設置）

【役員・情報班】

- ① 自主的に公民館、集落センター等へ集合し、地震災害警戒本部を設置し、簡易デジタル無線および電話等で町役場に設置の報告をする。
- ② 情報班は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線（戸別受信機）、防災アプリ等により情報を収集する。
- ③ 会長は、避難誘導班に要配慮者の安否を確認させる。
- ④ 被害が発生している場合は、災害対策本部に切り替え、各班で対応に当る。

【避難誘導班】

- ① 要配慮者の安否確認を行なう。
- ② 必要に応じ、本部へ支援を求める。

【消火班、救出救護班、給食給水班の各班員】

- ① 各班員は、自宅周辺で被害があった場合は、班長（副班長）へ報告する。
- ② 班長からの指示があるまで自宅で待機する。

ポイント

- ・震度5弱以上で、自動的に地震災害警戒本部を設置
- ・まずは、要配慮者の安否確認を！

(2) 震度6弱以上の対応（対策本部設置）

【役員・情報班】

- ① 自主的に公民館、集落センター等へ集合し、地震災害対策本部を設置し、簡易デジタル無線および電話等で町役場に設置の報告をする。
- ② 会長は、被害状況の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- ③ 班長、副班長は、会長の指示により災害対応に当る。
- ④ 情報班は、災害情報を収集し、必要に応じて住民へ伝達する。
- ⑤ 情報班は、住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。
- ⑥ 情報班は、各班から入手した情報を整理し記録する。

【避難誘導班】

- ① 災害対策本部に直接参集せず、安否確認場所に集合して、住民（要配慮者を含む）の安否確認を行なう。
- ② 要配慮者の個別支援者は、直接担当する要配慮者の安否確認を行なう。
- ③ 可能な限り班長に安否確認着手の連絡をいれ、終了後は結果報告を行なう。
- ④ 安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署、町および災害対策本部に対して消火又は救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。
- ⑤ 避難者は安全な場所へ待機させておき、安否確認が終了した後、揃って避難所へ移動させる。

【消火班】

- ① 火災を発見しない限りは、まずは災害対策本部へ集合する。火災を発見した場合は、消防署、町並びに災害対策本部に連絡を入れた後、現地で消火作業に当る。
- ② 班長の指示にて火災発生現場へ駆けつけ、町・消防署・消防団と連携して消火作業を行なう。
- ③ 状況によっては、救出救護班とともに救助活動を行う。
- ④ 区民の安否が確認できたら、道路や山の斜面に亀裂等が無いか被害状況を点検し、異常が見られた場合は町に連絡する。

【救出救護班】

- ① 家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- ② 区内をパトロールして、被害状況を把握する。
- ③ 要救助者を発見したら、消防署、町並びに災害対策本部に連絡を入れた後、班長の指示にて、町・消防署・消防団と連携して救助活動を行う。
- ④ 状況によっては、消火班とともに消火活動を行う。

【給食給水班】

- ① 地震災害の初動時には、避難誘導班とともに住民の安否確認を行なう。
- ② 町からの支給や自主防災会の備蓄物資、もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行う。

ポイント

- ・震度 6 弱以上で、自動的に地震災害対策本部を設置
- ・各班は、事前に取り決められた役割を遂行する
- ・避難誘導班は、救助活動等は他班に委ねて区民全体の安否確認を優先し、被害状況の全容を掴み本部へ連絡する
⇒本部は、全容を掴むことにより効率的な人員の配置を行なう

(3) 震度の目安

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛びこもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

ポイント

- ・震度6弱になると、木造の全壊住宅が発生（少数）
- ・震度6強以上で、全壊住宅が急増

(4) 地震発生後に家を離れる際の注意点

地震発生後に家を離れる場合、電気のブレーカーを落とし、ガス・水道の元栓を閉める。

これは、これらの設備が地震により停止し、その後復旧したとき、設備の損傷等により予期せぬ火災、漏水等の二次災害が発生してしまう恐れがある。

ポイント

- ・地震に伴い各設備が停止したとき、二次災害防止のため、必ずブレーカーを落とす／元栓を閉める。

第5章 風水害発生時の初動体制

風水害は、突発的なゲリラ豪雨などは別にして、事前に气象台などから情報が入るとともに、自らもインターネットで各地の降雨量や河川の水位情報等を入手することができるので、地震災害と比べ十分な事前準備が可能である。

町から発令される避難情報（高齢者等避難、避難指示）は、河川水位の上昇度合いや土砂災害の危険度を通知するもので、内水氾濫を考慮したものではない。高齢者等避難を発令した段階で、既に内水が溢れ、道路が冠水する可能性もあることを十分理解しておく。

したがって、初動体制は、町からの避難情報だけに頼るのではなく、各自主防災会独自の基準を設けて対応することが必要である。

(1) 風水害警戒本部の設置

【役員・情報班】

次のいずれかの事項が発生したときは、公民館、集落センター等に集合し、風水害警戒本部を設置し、簡易デジタル無線および電話等で町役場に設置の報告をする。

ただし、①と②は町からの要請により集合し、③と④は会長からの連絡により集合する。

- ① 气象台が、大雨・洪水警報を発表したとき
- ② 河川の水位が上昇し、今後更にまとまった降雨が見込まれるとき
- ③ 1時間に50mm以上の土砂振り雨が降ったとき
※1時間に50mm以上の雨が降ると、水しぶきであたり一面、白くなる。
- ④ その他、会長が必要と感じたとき

ポイント

- ・大雨・洪水警報の発表や水位の状況など、一定の基準を設けて警戒本部を設置する。警戒本部は、災害対応の準備段階として設置する。

(2) 風水害警戒本部設置時の各班の役割

【役員・情報班】

- ① 緊急連絡網により、自主防災会構成員に警戒本部の設置を連絡し、簡易デジタル無線および電話等で町役場に設置の報告をする。
- ② 要配慮者に対して、個別支援者を通じて警戒本部の設置を連絡する。
- ③ 情報班は、集合後、テレビやインターネット、防災行政無線（戸別受信機）、防災アプリ等により気象情報を収集する。
- ④ 情報班は、告知放送等で住民に注意喚起する。

【消火班】

- ① 班長の指示により、区・集落組合内の危険箇所等をパトロールする。
- ② 異常があった場合は、本部へ連絡する。

【避難誘導班】

- ① 要配慮者等の所在を事前に確認をしておく。（自宅か自宅以外か）
- ② 要配慮者等へ随時情報提供を行なうとともに、いつでも避難できるように事前準備をお願いしておく。（食料、常備薬等の準備を促す。）

【救出救護班】

- ① 救助用具を直ぐに持ち出しできるよう事前準備を行なう。

【給食給水班】

- ① 班長の指示があるまで、自宅待機を行う。

ポイント

- ・警戒本部体制では、役割のない班員も自宅等に待機し、出動の準備を行う。

(3) 風水害対策本部の設置

【役員】

次のいずれかの事項が発生したときは、自主防災会の構成員に風水害対策本部を設置することを宣言するとともに、住民に風水害対策本部設置を周知する。

- ① 町が高齢者等避難を発表したとき
- ② 県・気象台が町に土砂災害警戒情報を発表したとき
- ③ 区・集落組合内の国・県・町道等が冠水するか冠水することが予想されるとき
- ④ 区・集落組合内で要避難者が出たとき
- ⑤ その他、会長が必要と感じたとき

(4) 風水害対策本部設置時の各班の役割

対策本部設置時には、班ごとに次の役割を担うが、これは一つの目安に過ぎず、状況に応じて会長等の指示により班の枠を超えた支援体制を組むものとする。

【役員・情報班】

- ① 会長は、気象状況や河川水位の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。また、随時町と情報連携を図る。
- ② 班長、副班長は、会長の指示により災害対応にあたる。
- ③ 役員は一次避難所を開設し、避難者を受け入れる際は、名簿の作成をする。
- ④ 情報班は災害情報を収集し、必要に応じて区民・集落組合員へ伝達する。
- ⑤ 情報班は住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。
- ⑥ 情報班は各班から入手した情報を整理し記録する。

【消火班】

- ① 堤防の越水等の発生が予想される場合は、町、消防団と連携して土のう積みを行なう。

【避難誘導班】

- ① 要配慮者へ随時災害情報の提供を行なうとともに、状況に応じて早めの避難支援を行う。町からの高齢者等避難の発令を要配慮者の避難支援の目安とする。なお、高齢者等避難の発令前でも、必要と判断される場合は、高齢者等に限らず避難支援を行う。
- ② 町の避難指示が発令された場合は、一定のエリアごとに住民を集団で避難させる。

【救出救護班】

- ① 町、消防署、消防団と連携し、避難が遅れた者の避難支援、および救助を行う。

【給食給水班】

- ① 町からの支給や自主防災会の備蓄物資、もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行う。
- ② 水害時の避難所における食料、飲料水、毛布などは避難者各自が持参することが原則であるが、不足が生じる場合に備えて、予め準備しておく。

ポイント

- ・町からの避難指示が発令前でも、必要と感じたら避難行動を行う。
- ・班割りは一つの目安。必要に応じて会長等の指示により相互支援を行う。

(5) 要配慮者の避難支援

① 個別避難計画の策定

町では、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者）に対し、その者の状況、避難先、避難方法等をまとめた「個別避難計画」の策定を進めている。自主防災会は、依頼があった場合に、この計画策定に協力すると共に、平素から避難行動要支援者を含む、要配慮者の状況等を把握することに努め、緊急時の個別支援の参考とする。

② 要配慮者の避難支援のタイミング

要配慮者の避難支援のタイミングは、町が発令する高齢者等避難を基本とするが、発令される前に道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分把握し、必要であれば町が発令を待たずに避難支援を行うことも必要である。

避難者は、各集落の公民館、集落センター等の一次避難所への避難を原則とする（避難行動要支援者を除く）が、町が開設する二次避難所は、高齢者等避難発令の段階から開設を始めるため、発令を待たずに二次避難所へ避難を希望する場合は、事前に町と調整を行う。

なお、避難行動要支援者は福祉避難所への避難を原則とし、自主防災会では町、福祉施設等からの依頼により、避難支援を行う場合がある。

③ 水平避難と垂直避難

要配慮者等は、悪天時、屋外を移動させること自体が体調を悪化させる原因となる場合がある。そのことを踏まえ、一律に避難所への避難（水平避難）を優先させるのではなく、状況に応じ自宅もしくは周辺施設の2階以上への避難（垂直避難）も選択肢とする。

ポイント

- ・要配慮者等は災害により被災する危険性と、悪天時に移動し命が脅かされる危険性をあわせ持つ。どちらがより安全かを判断し、自宅等の2階以上への避難も選択肢とする。

(6) 住民の避難支援

① 安全性の高い方を選択

避難とは、自宅に留まることと避難所への避難とどちらがより安全かの選択である。

したがって、洪水や土砂災害を警戒しての避難なら、自宅が2階建て以上の者が平屋の避難所に避難する必要はない。より安全だと思われる方を選択すればよい。

② 住民の避難支援のタイミング

住民の避難支援のタイミングは、町が発令する避難指示を基本とするが、発令される前に災害等が発生する場合もあるため、周囲の状況を十分把握し、必要であれば町が発令を待たずに避難支援を行うことも必要である。

ポイント

- ・避難は、自宅に留まるのが安全か、避難所へ移動することが安全かの選択である。したがって、山沿いの平屋の建物など、自宅より危険だと思われる場所へ避難する必要はない。

第6章 役員の心構えと行動基準

(1) 役員としての心構え

災害時には、各集落の自主防災会は防災関係機関と一体となり、地区住民の生命、身体および財産を災害から守るため、災害応急対策活動を行うことになる。また、役員およびその家族も被災することが予想される。いかなる場合でも役員自身が混乱することなく、災害対策活動を円滑に行うためには、日頃からの心構えが大切である。

- ① すべての役員は、それぞれが重要な災害対策業務を分担している。いつ災害が発生しても慌てないように、各自がどのような場合に、どのような体制のもとで、どのような行動をするべきなのかを十分認識しておくこと。
- ② 災害時に役員自身に混乱を生じさせないためには、役員相互のチームワークが極めて重要であり、日頃から役員間のネットワークを作成しておくこと。
- ③ 災害対策は誰かがやってくれるものではなく、役員一人ひとりの力の積み重ねが大きな力となって実現されるものである。各種の防災訓練も人まかせにせず積極的に参加し、防災資機材の取り扱い方法や応急救護等の知識を身につけておくこと。
- ④ いざ災害が発生したら、役員は地区住民の先頭に立って活動しなければならない。いつでも即座に役員として対応できるよう、常日頃から家具の転倒防止、非常持ち出し品の整備等、家庭での防災対策を実施しておくこと。
- ⑤ 区・集落組合内の被害を少しでも減らすためには、自分の命は自分で守る「自助」の精神が重要である。役員は、あらゆる方法、機会を通して、自らの防災意識を高揚するとともに、地区住民への防災知識の普及と防災意識の高揚に努めること。

(2) 役員の行動基準

大災害が発生した場合には、日常では考えられないような混乱が生じるおそれがある。

地区住民の混乱を抑え、適切な災害応急活動を円滑に行うため、役員は、以下の行動基準を十分認識しておく必要がある。

① 自覚を持って行動する

地区住民の生命、身体及び財産を守るのは、役員一人ひとりの働きかけにかかっている。日頃から災害対策に関心を持ち、自らが果たすべき責務の自覚を持つことが大切である。

② 迅速・的確に行動する

災害応急活動は、時間との勝負であり、対応が早ければ早いほど大きな効果がある。常に先手をとって迅速に、しかも的確に実施することが大切である。

③ 積極的に行動する

災害時には、役員の積極的な行動によって被害を減少させることができる。緊迫した状況で、いろいろな方法や手段について判断に迷うときは、より積極的な対策をとることが大切である。

④ 責任ある行動をとる

災害時に、自らの言動や行動によって地区住民に不安を与え、誤解を招き、町や防災関係機関の活動に支障をきたすようなことがあってはならない。軽はずみな言動や行動は厳に慎み、責任ある行動をとることが大切である。

⑤ 相手の立場に立った行動をする

災害時には、平常時では考えられない特異な状況になることが予想される。被災者の立場を理解し、できる限り親切、丁寧に対応することが大切である。

(3) 役員として大切にしたいこと

① 自分と大切な人の命を守る行動

② 自らが迫りくる危険を予測し、早目の行動開始

③ 近隣同士で安否を確認し、要配慮者を援助

④ 自分と家族の安否情報を自主防災会本部に正確に伝達

⑤ 新型コロナウイルス感染症等の感染対策や二次災害対策を確実に実施